

木造住宅除却事業 補助申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・添付書類：申請書に記載の通り。
↓	
③ 「交付 決定 通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
④ 工事着手	<p style="color: red; margin: 0;">※事前契約、着手の場合、補助金が出ません。</p> <p style="color: red; margin: 0;">※工事内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出していただき、審査後に市より「変更承認通知書」を交付します。</p>
↓	
⑤ 工事完了後、「完了報告書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・添付書類：申請書に記載の通り。
↓	
⑥ 完了検査	現地にて担当職員が申請書と完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑦ 「交付 確定 通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑧ 請求書の提出	交付確定通知書の交付後、速やかに提出すること。※最終期限を2月上旬とします。
↓	
⑨ 補助金の支払い	